

弘前地域ライフ関連産業投資促進協議会規約（案）

平成29年 月 日制定

（設置）

第1 弘前地域におけるライフ関連産業の振興を図るため、弘前市及び青森県が作成し、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」第四条第六項の規定による国の同意を受けた基本計画（以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議するため、同法第七条の規定に基づき、「弘前地域ライフ関連産業投資促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- （1）同意基本計画の変更に関する事項。
- （2）同意基本計画の実施に関し必要な事項。
- （3）前二号に掲げるものの他、地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項。

（組織）

第3 協議会は、別表に掲げる機関が推薦する者を委員とする。

- 2 会長は、弘前市経営戦略部長とする。
- 3 副会長は、青森県商工労働部新産業創造課長とする。

（任期）

第4 委員の任期は規約を制定した日から平成35年3月末日までとする。

（会長等の職務）

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長ともに事故あるとき又は不在のときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（協議会の開催）

第6 協議会は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 委員不在のときは、代理出席を認めることとする。

（事務局）

第7 協議会の事務局は、弘前市経営戦略部ひろさき未来戦略研究センター及び青森県商工労働部新産業創造課が共同で行うものとする。

(委任)

第8 この規約で定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表

	機関名
1	弘前商工会議所
2	青森県中小企業団体中央会
3	一般社団法人青森県工業会
4	国立大学法人弘前大学
5	学校法人弘前城東学園弘前医療福祉大学
6	地方独立行政法人青森県産業技術センター弘前地域研究所
7	公益財団法人 2 1 あおもり産業総合支援センター
8	日本政策金融公庫弘前支店
9	株式会社青森銀行
1 0	株式会社みちのく銀行
1 1	東奥信用金庫
1 2	公益社団法人青森県宅地建物取引業協会
1 3	公益社団法人全日本不動産協会青森県本部
1 4	青森県商工労働部
1 5	弘前市経営戦略部
1 6	弘前市商工振興部